

公民館^(※)を建てる^(※※)のに、 どうして「地元負担金」が 必要なのですか。

(※) 児童館、消防分団建物も同様

(※※) 運営費も同様

しかも
1

負担しているのは
町会加入世帯だけ。

ほとんどの「地元負担金」の原資は町会費です。

法的な根拠は
ありません。

市の財務上は任意の「寄附金」の扱いです。

しかも
2

それなのに

3

税のように強制的に
徴収されます。

各町会に「地元負担金」が割り当てられます。

これって、おかしくないですか？

全国的にも珍しい金沢市だけの慣習。

これが「金沢方式」だから…。

↓
だったら
「金沢方式」を変えよう！

新しい金沢へ、さらに持続的に発展していくために。



わたしたちが当事者です。



生活者目線で金沢方式を考える会

A Group for Reconsidering the Kanazawa Method from the Consumer's Perspective

921-8131 金沢市三十苅町丁100-7 ☎(076)298-2325 E-mail/onigirikai2024@gmail.com

あなたの町会でも このままでは同じことが 起きます。

富樫公民館・児童館の建替えでは
1世帯当たり5万円の負担が要求されています。

(※) 2024年8月現在／富樫公民館児童館建設委員会より各町会への要求額。

しかも

1

負担するのは
町会加入世帯だけです。
その支払いの原資は町会費からです。

しかも

2

法的な根拠は
ありません。
市の財務上は任意の「寄附金」の扱いです。

それなのに

3

税のように強制的に
徴収されます。
各町会に「地元負担金」が割り当てられます。

これって、おかしくないですか？

全国的にも珍しい金沢市だけの慣習。
これが「金沢方式」だから…。

だったら
「金沢方式」を変えよう！

新しい金沢へ、さらに持続的に発展していくために。



わたしたちが当事者です。



生活者目線で金沢方式を考える会

A Group for Reconsidering the Kanazawa Method from the Consumer's Perspective

921-8131 金沢市三十苅町丁100-7 ☎(076)298-2325 E-mail/onigirikai2024@gmail.com